

## 會 告

來る四月二十一日例年の通り本會總會相  
開き申すべく候に付いては會場陳列品と  
して左記の品々開會前日までに御送附之  
程願ひ上げ候

- 一、幼兒成績品
- 一、幼稚園參考品
- 一、幼兒保育參考品

其 他

三月五日

フレーベル會

## 謹 告

會務整理の都合之あり會費  
御延納の方は至急當會あて  
御郵送下されたく候

御入會企望の方は會則御承  
知の上にて直接本會へ御申  
し込み相なりたく候。尙會員  
諸君にはなるべく入會者を  
御紹介せられんと希望致し  
候

# フレーベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ齎出スベシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
  - 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參列品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス
  - 一 會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
  - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
  - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
  - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
  - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 一人 會務ヲ總理ス
  - 主幹 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
  - 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
  - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ケ年トス但シ毎年半数ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルトコトアルベシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

今般當校ニ於テ私費國語體操專修科ヲ設置シ生徒三十名ヲ募集ス入學志願者ハ來三月二十日マデニ願出ヅベシ尙詳細ハ二月五、六日ノ官報廣告欄若クハ當校ニ就キ承知スベシ

明治三十六年二月

## 女子高等師範學校

